

災害時における廃棄物処理に関する協定締結について

平成21年4月10日
環境森林部廃棄物政策課

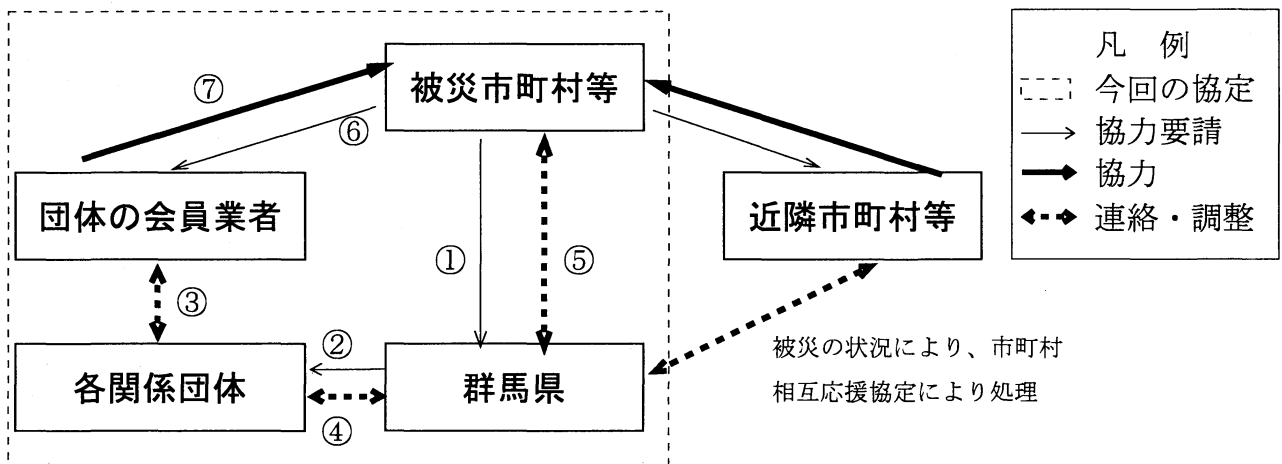
1 協定締結の経緯及び目的

- ・平成20年4月1日付けで、県内の各市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、災害廃棄物処理に関する相互応援協定を締結
- ・相互応援協定を補完し、市町村等の廃棄物処理を支援するため、今回、関係団体と県との間で廃棄物処理に関する協定を締結

2 協定を締結する関係団体及び要請内容

関係団体	要請内容
社団法人群馬県環境保全協会 理事長 高橋太郎	し尿、浄化槽汚泥及び生活ごみの処理
社団法人群馬県環境資源保全協会 会長 城田裕司	建物等の解体廃棄物等で、市町村等が処理が必要であると認める廃棄物の処理

3 協定に基づく対応フロー図



- ①被災市町村等は、県に協力を要請
- ②県は、市町村等の要請を受けて各関係団体に協力を要請
- ③関係団体は、会員に協力を指示するとともに、協力可能な会員の情報を把握
- ④関係団体は、協力可能な会員の情報を県に提供、県は、被災市町村等の被災状況を各関係団体に提供
- ⑤県は、市町村等に協力可能な会員業者の情報を提供、被災市町村等の被災状況を把握
- ⑥市町村等は、各団体の会員業者に協力を依頼
- ⑦各団体の会員業者は、市町村等の処理に協力

4 協定書

別添のとおり。